

令和4年度 市立釧路総合病院 診療情報管理士 採用試験案内

試験について	採用時期	令和5年5月1日		
		求人数 1名		
	受験資格	・昭和47年4月2日以降に生まれた方で、診療情報管理士の資格を既に有する者 ・地方公務員法第16条に規定する以下のいずれかに該当する方は、この試験を受験できません。 ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたは執行を受けることがなくなるまでの方 ② 釧路市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方 ③ 人事委員会または公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた方 ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体に結成し、またはこれに加入した方		
	申込方法	ホームページから「釧路市職員採用試験申込システム」にアクセスし、申込入力		
	申込期間	令和5年3月1日(水)～3月15日(水)まで		
	試験日	令和5年3月24日(金) ※ 時間は別途通知します。		
	試験会場	市立釧路総合病院	試験科目	小論文、面接
	可否の通知	試験日から2週間以内に通知します。		
	健康診断	合格者は後日健康診断を行います。		
施設概要など	施設名	市立釧路総合病院	開設年月	明治5年9月
	開設者	釧路市長 蝦名 大也	管理者	院長 森田 研
	住所	〒085-0822 北海道釧路市春湖台1番12号		
	電話番号	0154 (41) 6121 (内1112)	FAX番号	0154 (41) 4080
	ホームページアドレス	http://www.kushiro-cghp.jp/	Eメールアドレス	hp-soumu@city.kushiro.lg.jp
	診療科 (全31科)	内科 消化器内科 循環器内科 呼吸器内科 緩和ケア内科 小児科 外科 呼吸器外科 消化器外科 乳腺外科 心臓血管外科 整形外科 脳神経外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 耳鼻咽喉科 頭頸部外科 眼科 精神科・神経科 麻酔科 救急科 リウマチ科 アレルギー科 放射線治療科・診断科 リハビリテーション科 病理診断科 形成外科 歯科 歯科口腔外科		
	病床数	599床 (一般535床、精神50床、感染症4床、結核10床)		
	職員数	総数1,108名 (非常勤職員を含む。) R4年4月1日現在		
	申込・問合先	事務部総務課総務担当 土手 (住所、電話番号などは上記のとおり。)		
給与について (改定される場合があります。)	○初任給	154,600 円	高卒	※これらは年齢、経験により変わる場合があります。
		167,100 円	2年制短大卒・専門学校卒	
		185,200 円	大卒	
		237,900 円	大卒後経験8年	
	○月額手当			
	通勤手当	4,700～37,000 円	車の場合(※バスの場合は定期券相当額など)	
	住居手当	最高28,000 円		
	扶養手当	6,500～15,000 円	1人につき	
	○その他手当			
	期末勤勉手当(賞与)	年2回 4.4月分		
	寒冷地手当	8,800～23,360 円/月	11～3月に支給	
	○昇給	年1回1月		
勤務時間	勤務日	月～金	勤務時間	8:30～17:00(休憩時間45分)
	休日	週休2日制、土・日・祝日・年末年始(12/29～1/3)		
休暇制度など	年次休暇	年20日(繰越最大20日)	夏季休暇	4日
	病欠休暇	年間90日(勤務期間による加算あり)	その他	結婚、忌引、介護、特殊休暇など
加入保険制度	健康保険・年金	北海道市町村職員共済組合	労災	地方公務員災害補償法
	雇用保険	地方公務員のため加入なし		
福利厚生など	職員福利厚生会	各種親睦行事、割引助成など		
子育てに関するサポートなど (詳細は、お問い合わせ下さい。)	院内保育所	小学校就学前まで		
産前・産後休暇	各8週間(多胎の場合は産前14週間、産後8週間(夜勤を伴う変則勤務につき場合は10週間))			
育児休業	子が3歳に達するまで、仕事を休むことができます。(無給)			
育児短時間勤務	子が小学校に就学に達するまで、勤務時間を短縮して働くことができます。			
妊娠障害休暇	つわり等で勤務できないとき	育児時間	1歳未満の子の世話をするためのとき	
出産休暇	職員の妻の出産に伴う退院や、各種届出等で必要なとき			
妊産婦通院休暇・母性健康管理休暇	保健指導・健康診査により医師から指導をうけたとき	子の予防接種等付き添い休暇	予防接種、1歳6ヶ月健診などの付き添いのため	
子の看護休暇	中学校就学前の子の看病や通院付き添いのため			
育児参加休暇	職員の妻が出産する(した)場合、小学校就学前の子を養育するため			